

小型船舶検査機構が徴収する手数料のうち、国土交通大臣の認可により定められている手数料は検査人件費、事務経費の実費を勘案して算出しています。

主な検定手数料の積算内訳

(単位:円)

物件の名称		手数料算定のための1単位	検査人件費	事務経費	計	旧手数料額	現行手数料額
小型船舶の船体	長さ3メートル未満のもの	1隻	1,978	1,181	3,159	3,150	3,240
	長さ3メートル以上5メートル未満のもの	1隻	3,952	2,357	6,309	6,300	6,480
	長さ5メートル以上のもの	1隻	5,831	3,478	9,309	9,300	9,566
船外機	連続最大出力が3.7kw未満のもの	1個	3,200	1,909	5,109	5,100	5,246
	連続最大出力が3.7kw以上7.4kw未満のもの	1個	5,205	3,104	8,309	8,300	8,537
	連続最大出力が7.4kw以上18kw未満のもの	1個	5,706	3,403	9,109	9,100	9,360
	連続最大出力が18kw以上37kw未満のもの	1個	6,270	3,739	10,009	10,000	10,286
	連続最大出力が37kw以上73.6kw未満のもの	1個	7,899	4,710	12,609	12,600	12,960
	連続最大出力が73.6kw以上184kw未満のもの	1個	9,402	5,607	15,009	15,000	15,429
	連続最大出力が184kw以上のもの	1個	10,843	6,466	17,309	17,300	17,794
検定合格証明書の交付		1通	757	452	1,209	1,200	1,234
検定合格証明書の再交付		1通	1,506	899	2,405	2,400	2,469

注1: 旅費は実費

注2: 検定受検個数が物件ごとに別途定める基準値を超える場合は、超過分については約10%減額

注3: 現行手数料額は、旧手数料額にH26.4.1からの消費税増税分を加えた額

小型船舶検査機構が徴収する手数料のうち、国土交通大臣の認可により定められている手数料は検査人件費、事務経費の実費を勘案して算出しています。

主な標準適合検査手数料の積算内訳

(単位:円)

物件の名称	単位	検査人件費	事務経費	計	旧手数料額	現行手数料額
【単品検査】						
手こぎボート	一隻につき	4,956	3,843	8,799	8,700	8,949
手こぎゴムボート	一隻につき	3,514	2,983	6,497	6,400	6,583
ペダルボート	一隻につき	6,083	4,515	10,598	10,500	10,800
【同一仕様品検査】						
手こぎボート	一隻につき	637	410	1,047	1,000	1,029
手こぎゴムボート	一隻につき	406	260	666	660	679
ペダルボート	一隻につき	1,327	821	2,148	2,100	2,160
【証明書の交付等】						
標準適合証明書交付	一通につき	390	235	625	620	638
標準適合証明書再交付	一通につき	781	468	1,249	1,200	1,234

注: 現行手数料額は、旧手数料額にH26.4.1からの消費税増税分を加えた額

小型船舶検査機構が徴収する手数料のうち、国土交通大臣の認可により定められている手数料は検査人件費、事務経費の実費を勘案して算出しています。

情報提供事務手数料の積算内訳

(単位:円)

物件の名称	単位	検査人件費	事務経費	計	現行手数料額
小型船舶統計集	1枚	1,865	1,170	3,035	3,000
船舶情報に係る抽出データの提供	抽出データ1件	677	425	1,102	1,100
	抽出データ2件	1,354	829	2,183	2,200
	抽出データ3件以上1,000件以下	1,633	1,016	2,649	2,650

小型船舶検査機構が徴収する手数料のうち、国土交通大臣の認可により定められている手数料は検査人件費、事務経費の実費を勘案して算出しています。

船舶番号用県名ステッカー提供事務手数料の積算内訳

(単位:円)

物件の名称	単位	検査人件費	事務経費	計	現行手数料額
船舶番号用県名ステッカーの提供	1組(2枚)	32	173	205	200